

【インポートトレランスについて】

番号	質問	回答
120	海外で使用されている農薬等について残留基準を新たに設定して欲しい場合や現行の基準を改定して欲しい場合どのような手続きがありますか	国外で新たに使用が認められ、我が国へ輸出する農畜水産物等に使用される農薬等について、食品中の残留基準を設定や現状の基準の改正について国外から要請が行われることが想定されます。このような要請に適切に対応するよう当該要請の手続き、要請書に添付すべき資料の範囲に関する指針を策定しています。 (参考)「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」 (平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省食品安全部長通知) (参考 : http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf)